

田川市広報紙有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田川市有料広告事業実施要綱（平成22年告示第49号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が発行する広報紙（以下「広報たがわ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、要綱にさだめるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報たがわに掲載する広告の内容は、田川市有料広告掲載基準（平成22年4月28日施行。以下「基準」という。）に適合しなければならない。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、広報たがわ内の市が指定する場所とし、その配置は、総合政策課で行うものとする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、市と広報たがわ広告掲載に係る契約を締結した広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）が行うものとする。

(広告主等の資格)

第5条 広告主は、自らの広告を掲載しようとする事業主又は団体とする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格は、縦46ミリメートル×横178ミリメートルの範囲内とし、1号当たりの広告主の数に応じて、広告取扱業者が1号ごとに枠数を設定することができる。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載は、広報紙1号単位とする。

2 前項の掲載期間については、同一年度内で複数号の掲載ができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告主となることを希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、必要書類を添えて、広告取扱業者に提出しなければならない。

2 申込みの提出を受けた広告取扱業者は、必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(広告主の選定方法)

第9条 市は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の

可否を決定し、通知するものとする。

- 2 要綱、基準及びこの要領に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されていることが判明した場合は、広告の掲載を取り消すものとする。

(免責)

第10条 市は、天災その他市の責めに帰すことのできない非常事態が発生し、広報たがわへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

- 2 市が、広報たがわへの広告掲載に関して、広告主に対し損害賠償責任を負った場合は、当該損害賠償額は、広告掲載料を超えないものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、当該広告の掲載を希望する広報紙発行日の前月の1日までに広告取扱業者を通じて、電子データ(PDF、JPEG等)により市長に提出しなければならない。この場合において、この広告原稿をもって、要綱第8条に規定する広告案に代えることができる。

- 2 市は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容について、申込書の記載内容と相違ないこと並びに関係法令、要綱、基準及びこの要領の規定に違反していないことを確認するものとする。

- 3 市は、前項の場合において、広告原稿の内容が申込書の記載内容と相違し、又はこれらの内容が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告取扱業者を通じて広告原稿の変更を求めることができる。

- 4 広告のデザイン、内容等は、広報たがわのイメージを損なうことのないよう、広告取扱業者を通じて広告主と調整の後に掲載するものとする。

- 5 広告主は、広報たがわの発行前に、広告取扱業者を通じて掲載する広告の内容を確認することができる。

- 6 広報たがわを市ホームページ等ウェブサイト上で公開する場合は、広告欄は掲載しないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとする広告主は、広告取扱業者に申し出るものとする。

3 前項の規定による取下げの申し出があった場合、広告取扱業者は速やかに市長に報告しなければならぬ。

(苦情等への対応)

第13条 広告主及び広告取扱業者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月18日から施行する。